

水技第72号

令和8年9月4日

福岡市管工事協同組合 様

福岡市水道事業管理者

(計画部技術企画課)

福岡市水道技術研修所の有償使用について（通知）

平素より、水道事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

以前より組合員の方から社内研修などで研修所施設を使用したいと要望を受けておりました。

この要望を受け、福岡市水道技術研修所の有償使用についての要領を策定しましたのでお知らせします。

主な内容としましては、申し込み方法や使用料金、使用できる相手方（要領 第2条）などについて整理し明記しております。

研修所の使用を希望される方は、添付している要領をご確認の上、ご活用いただければと思っておりますのでよろしくお願い致します。

組合におかれましては、各組合員への周知方お願い申し上げます。

記

○福岡市水道技術研修所の有償使用に関する要領

適用年月日 令和8年9月1日以降申込分より

【問合せ先】 水道局計画部技術企画課水道技術研修所

担当者：岩下・中尾

TEL092-812-6192

福岡市水道技術研修所の有償使用に関する要領

制 定 令和8年8月26日 計画部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡市水道局（以下「水道局」という。）の所管する研修施設の水道局以外の団体の有償使用に関し、円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(使用の相手方)

第2条 研修施設は、水道局の業務を妨げない限度において、次の各号のいずれかに該当する団体等（以下「使用団体等」という。）から、研修や会議等を目的とした研修施設の使用の申請があった場合は使用させることができる。

- (1) 水道局が構成員として属している団体
- (2) 水道局が設立若しくは出資する団体
- (3) 福岡市の他部局
- (4) 国及び地方公共的団体
- (5) 水道工事業者等によって組織された団体
- (6) 水道用の機器、装置又は資材を製造する企業によって組織された団体
- (7) 競争入札有資格者名簿の申請区分が管1、管2に掲載しているもの
- (8) 水道用資機材製作者登録制度に登録しているもの
- (9) その他、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるもの

(使用できる研修施設)

第3条 使用できる研修施設等は、次の表のものとする。

施設名称	施設概要
第1研修室	60名程度の研修室 第2研修室と合わせて132名
第2研修室	60名程度の研修室 第1研修室と合わせて132名
第3研修室	24名程度の研修室
講師控室	
屋外研修ヤード	GX形ダクタイル鋳鉄管Φ100の接合実習など
漏水防止研修施設	埋設管に模擬漏水個所を設けている
屋外研修施設	露出配管で弁栓類の操作などができる
多目的広場①	面積 819m ²
多目的広場②	面積 356m ²
駐車場①	駐車台数18台
駐車場②	駐車台数14台
駐車場③	駐車台数5台

(使用申込手続)

第4条 使用団体等が施設の使用許可申請を行う場合は、福岡市水道技術研修所使用許可申請書（様式第1号）に研修施設使用計画書（様式第2号）を添付して管理者に申請しなければならない。

また、次の各号に掲げる書類についても併せて添付する。

ただし、国及び地方公共団体的団体、その他のものが許可を受けようとする場合であつて、管理者が特に認めるときは書類の添付を省略することができる。

(1) 法人登記事項証明（個人の場合は、住民票の写し）

(2) 市町村税を滞納していない旨の証明書

(3) 法人の役員名簿

(4) その他管理者が必要と認める書類

2 前項の使用許可申請は、使用日の2か月前から1か月前まで受け付けるものとする。

ただし、該当の日が、水道局閉庁日の場合は、その直前の日とする。

3 使用団体等は、管理者より計画に対し質問があった場合は資料等を提出し、必要に応じて説明しなければならない。

(使用日及び使用時間)

第5条 研修施設を使用できる日は、水道局が研修所を使用している日及び閉庁日を除く日とし、使用時間は次のとおりとする。

(1) 全 日：午前9時から午後4時まで

(2) 午前半日：午前9時から午前12時まで

(3) 午後半日：午後1時から午後4時まで

(使用の承認)

第6条 管理者は第4条第1項の規定による使用申請を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

(1) 研修施設の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 研修施設を損傷又は汚損するなど管理上支障があると認められるとき。

(3) 研修施設の改修工事等を行うために必要であると認められるとき。

(4) 第1号から前号までに掲げるもののほか、管理者が不適當と認めるとき。

2 使用の承認をしたときは、福岡市水道技術研修所使用許可書（様式第3号）を交付するものとする。

3 次条第2項の納付期限までに使用料を納付しなかった使用団体等については、使用の承認を取り消すことができるものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の支払及び減免)

第7条 研修施設の使用料は、別表1に定めるところによる。

なお、使用料には土地建物の使用料のほかに使用財産に付帯する設備等の使用に必要な電気料金等が含まれる。

- 2 使用団体等は、使用料を管理者が発行する納入通知書により、納付期限までに納付しなければならない。
- 3 減免及び減額については、管理者が承認したときに限り行うものとする。

(使用の取消し又は変更の承認)

第8条 使用団体等は、研修施設の使用を取消し、又は変更しようとするときは、使用日の2週間前（2週間前が休日に当たるときは、その直前の日）までに管理者へ福岡市水道技術研修所使用取消（変更）申請書（様式第4号）を提出しなければならないものとする。

ただし、使用団体等が天災その他その責めを帰することができない事由によって期限までに提出をすることができない場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定による申請に対し、管理者が承認したときは再度福岡市水道技術研修所使用許可書（様式第3号）を交付するものとする。

(取消し又は変更に伴う使用料)

第9条 研修施設の使用取消をする場合において既納の使用料については還付しない。ただし、水道局の都合により許可を取り消したときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付する。

- 2 研修施設の使用変更をする場合において、変更前の承認に基づく既納の使用料より増額となった場合はその差額について追徴する。

既納の使用料より減額となった場合は使用料については還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは還付する。

- 3 追徴がある場合は、管理者が発行する納入通知書により納付期限内に納付するものとする。
- 4 第12条第1項により利用を中止又は中断した場合、原則、使用料の還付は行わないものとする。

(研修施設の管理)

第10条 使用団体等が研修施設を使用する際に研修施設管理に必要な福岡市水道局職員（以下「職員」という。）を置くものとする。また、研修施設の管理上必要がある場合、管理者は、その職員を使用団体等が利用している場所に立ち入らせることができる。

- 2 職員は地震、事故等の災害の発生状況によっては、使用団体等に対し研修施設の保全

及び安全保持のための指示をすることができる。

(使用上の制限及び遵守事項)

第 11 条 使用団体等は、研修施設の使用に当たり、常に安全確保に努め、承認を受けた目的以外に研修施設を使用してはならない。

- 2 使用団体等は、研修施設を研修に参加する者（以下「参加者」という。）以外の第三者に使用させてはならない。
- 3 使用団体等は、研修施設を使用する権利を第三者に譲渡してはならない。
- 4 使用団体等は、承認を受けた使用範囲外の研修施設を使用してはならない。
- 5 使用団体等は、新技術や新製品の紹介を行う際は参加者を職員のみとしなければならない。ただし、管理者が認めた場合はこの限りでない。
- 6 使用団体等は、研修施設の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 福岡市水道技術研修所で受付手続を行うこと。
 - (2) 利用当日は、納入通知書兼領収書又はその写しを職員に提示すること。
 - (3) 研修施設の敷地内の喫煙は喫煙所のみとする。
 - (4) 研修施設に設置された設備及び備品を施設外に持ち出さないこと。
 - (5) 研修施設の配管には、水道水以外の異物（液体、気体等）を充填又は混入させないこと。ただし、管理者が認めた場合はこの限りでない。
 - (6) 研修施設の使用に当たって、写真や動画の撮影を行ってはならない。ただし、使用申込みと併せて撮影の許可について申請を行い、管理者が認めた場合はこの限りではない。
 - (7) 研修施設の設備又は備品を毀損し、又は汚損したときは、速やかに職員に届出を行い、報告書の提出を行うこと。
 - (8) 研修施設の使用が終了したときは、直ちに利用した備品等を所定の位置に戻して整理整頓を行い、原状に回復させた上で職員の点検を受けること。
 - (9) 研修施設の使用により得た情報を外部へ公表してはならない。ただし、公表前に書面による許可の申請を行い、管理者が認めた場合はこの限りではない。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、この使用許可に当たり、特に付された条件があるときは、これに従うこと。

(使用の中止又は中断)

第 12 条 職員は、次の各号のいずれかに該当するとき、研修施設使用の中止又は、中断を指示することができる。

- (1) 前条の規定に反し、使用上の制限及び遵守事項を遵守せず、研修施設の保全及び安全性を侵害したとき。
 - (2) 第 10 条第 2 項の規定により、研修施設の安全保持が困難であると認められるとき。
- 2 使用団体等は、職員から前項各号の理由により、研修施設使用の中止又は中断の指示

があった場合、これに従わなければならない。

(報告)

第 13 条 使用団体等は、職員の求めがあった場合においては、第 4 条第 3 項の規定によるものとは別に使用内容について資料を提出し、必要に応じて説明しなければならない。

(使用の禁止)

第 14 条 第 11 条、第 12 条第 2 項及び前条の規定に反したときは、以後の使用を原則として禁止する。

(損害賠償)

第 15 条 研修施設の利用中に生じた事故の責任は、使用団体等負わなければならない。ただし、事故の発生が水道局の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 使用団体等又は参加者がその責めに帰すべき事由により研修施設に損害を与えた場合、使用団体等はその損害を賠償しなければならない。

(補足)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は管理者が定める。

附則

この要領は、令和 8 年 8 月 2 6 日から施行し、令和 8 年 9 月 1 日から適用する。

別表 1

使用施設	施設使用料金（税込み／円）							
	全 日				半 日			
	建物 使用料	土地 使用料	経費 負担金	合 計	建物 使用料	土地 使用料	経費 負担金	合 計
第 1 研修室	3,400		4,728	8,128	3,400		2,243	5,643
第 2 研修室	3,400		4,719	8,119	3,400		2,238	5,638
第 3 研修室	1,864		2,349	4,213	1,864		1,124	2,988
講師控室	446		727	1,173	446		338	784
屋外研修ヤード	2,457		939	3,396	2,457		458	2,915
漏水防止研修施設		1,380	1,601	2,981		1,380	809	2,189
屋外研修施設		3,931	5,126	9,057		3,931	2,571	6,502
多目的広場①		1,929		1,929		1,929		1,929
多目的広場②		838		838		838		838
駐車場①(18 台)		572		572		572		572
駐車場②(13 台)		444		444		444		444
駐車場③(6 台)		158		158		158		158

福岡市水道技術研修所使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 福岡市水道事業管理者

住 所
氏 名
電話番号

福岡市水道技術研修所の有償使用に関する要領の内容を承諾し、使用について申請します。

申請者は、本件申請に当たり局に提出した個人情報について、局が暴力団排除のため福岡県警察へ照会確認に使用することに同意します。

また、申請者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（申請者が法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む）に該当したときは、許可をしないこと、又は許可を取り消すことについて同意します。

使用目的							
使用年月日	年 月 日			参加予定人数	名		
使用施設	使用時間（○を記入）			使用施設	使用時間（○を記入）		
	午前	午後	全日		午前	午後	全日
第 1 研修室				屋外研修施設			
第 2 研修室				多目的広場①			
第 3 研修室				多目的広場②			
講師控室				駐車場①			
屋外研修ヤード				駐車場②			
漏水防止研修施設				駐車場③			
動画及び写真撮影の有無 (○を記入)	有 ・ 無			撮影理由			

備考

- 個人にあたっては住民票の写しを、法人にあたっては登記事項証明書を添付すること。
- 申請者が市町村税を滞納していない旨の証明書を添付すること。

注 1) 市内に住所又は本社、支社、営業所等を有する者については、本市が交付する納税証明書のうち「市税にかかる徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているもの。

注 2) 注 1) に規定する者以外のものについては、注 1) の証明書に加え、居住地（住所地）市区町村が交付する証明書で、直近 2 年度分の市町村税に滞納がないことが確認できるもの。
- その他必要に応じ関係書類を添付すること。

・上記以外の場所を利用する場合は、位置図等面積がわかる図面を提出すること。 など

研修施設使用計画書				
使用年月日	年 月 日 (曜日)			
使用時間	全 日 ・ 午前半日 ・ 午後半日			
申請者名				
申請者の住所	(〒 ー)			
使用時の責任者				
責任者電話番号	()			
利用施設 (○を記入)	第 1 研修室		屋外研修施設	
	第 2 研修室		多目的広場①	
	第 3 研修室		多目的広場②	
	講師控室		駐車場①	
	屋外研修ヤード		駐車場②	
	漏水防止研修施設		駐車場③	
使用内容	(タイムスケジュール等を記載すること)			
搬入資機材等				
備 考				

様式第 3 号
水技 第 号
年 月 日

住所
氏名

福岡市水道事業管理者
〇〇 〇〇 印
(計画部技術企画課)

福岡市水道技術研修所使用許可書

令和 年 月 日付で申請があった件については、下記のとおり許可します。

使用目的							
使用年月日	年 月 日 曜日						
使用施設	使用時間 (○を記入)			使用施設	使用時間 (○を記入)		
	午前	午後	全日		午前	午後	全日
第 1 研修室				屋外研修施設			
第 2 研修室				多目的広場①			
第 3 研修室				多目的広場②			
講師控室				駐車場①			
屋外研修ヤード				駐車場②			
漏水防止研修施設				駐車場③			
動画及び写真撮影 (○を記入)	許可 ・ 不許可		利用 料金	建物使用料	円 (税込み)		
				土地使用料	円 (税込み)		
				経費負担金	円 (税込み)		
				合計料金	円 (税込み)		

利用条件

- 1 福岡市水道技術研修所で受付手続を行うこと。
- 2 利用当日は、納入通知書兼領収書又はその写しを職員に提示すること。
- 3 研修施設に設置された設備及び備品を施設外に持ち出さないこと。
- 4 研修施設の配管には、水道水以外の異物（液体、気体等）を充填又は混入させないこと。
- 5 研修施設の設備又は備品を毀損し、又は汚損したときは、速やかに職員に届出を行い、報告書の提出を行うこと。
- 6 研修施設の利用が終了したときは、直ちに利用した備品等を所定の位置に戻して整理整頓を行い、原状に回復させた上で局立会職員の点検を受けること。
- 7 研修施設の利用により得た情報を外部へ公表してはならない。ただし、公表前に書面による許可の申請を行い、管理者が認めた場合はこの限りではない。

様式第 4 号

福岡市水道技術研修所使用取消（変更）申請書							
年 月 日 （宛先）福岡市水道事業管理者 住 所 氏 名 電話番号 年 月 日付 水技第 号において使用許可を受けた内容について 取消・変更 申請します。							
【変更後の内容】							
使用目的							
使用年月日		年 月 日		参加予定人数		名	
使用施設		使用時間（○を記入）		利用施設		使用時間（○を記入）	
		午前	午後	全日			午前
第 1 研修室					屋外研修施設		
第 2 研修室					多目的広場①		
第 3 研修室					多目的広場②		
講師控室					駐車場①		
屋外研修ヤード					駐車場②		
漏水防止研修施設					駐車場③		
動画及び写真撮影の有無 （○を記入）			有 ・ 無		撮影理由		
備考 1 当初許可書の写し及び納付書の写しを添付すること。 2 研修施設の使用取消をする場合において既納の使用料については還付しない。ただし、水道局の都合により許可を取り消したときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還する。 3 研修施設の使用変更をする場合において、変更前の承認に基づく既納の使用料より増額となった場合はその差額について追徴する。 既納の使用料より減額となった場合は使用料については還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは返還する。 4 その他必要に応じ関係書類を添付すること。 ・ 上記以外の場所を利用する場合は、位置図等面積がわかる図面を提出すること。 など							

福岡市水道技術研修所 配置図

